

発委第9号

令和5年6月16日

北栄町議会議長 津川俊仁様

提出者 北栄町議会民生経済常任委員会
委員長 野田秀樹

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提出について

北栄町議会会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

理由

森林整備をより効果的に推進するため、譲与基準の見直しが必要である。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

温室効果ガスの排出削減や災害防止等を図るため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発等、地方が直面している森林現場の課題に対応するための新たな財源として活用が期待されている。

しかしながら、森林環境譲与税は、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で案分して譲与するとされていることから、森林面積が少ないにもかかわらず人口が突出して多い大都市に対する配分額が過度に高くなっているのではないかとの問題点が指摘されている。

については、現行の譲与基準を維持したままでは、早急な整備を必要とする森林を抱える地方自治体への適正な配分が行われず、防災上の観点から森林整備を促進する財源としての趣旨を損なうことが懸念される。

よって、本町議会は、国会及び政府において、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林整備をより効果的に推進するため、林業に係る財政需要の大きい地方自治体に対し、より多く配分がされるよう、譲与基準の見直しを行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年6月16日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣
総務大臣	農林水産大臣	